



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第641号 令和5年10月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
485	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
486	同	同
487	同	同
488	介護老人保健施設の開設を許可した件	長寿いきがい課
489	介護老人保健施設の廃止について届出があった件	同
490	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
491	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
492	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	同
493	指定猟法禁止区域を指定する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
494	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	同
495	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
496	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第四百八十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県立総合看護学校ほか十七施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、七一七、〇〇〇キロワットアワー
- 2 調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和五年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名		所在地	
徳島県立総合看護学校	徳島市鮎喰町二丁目四一―六	同	新蔵町三丁目八〇
徳島県東部保健福祉局徳島保健所庁舎	同	同	小松島市堀川町一―二七
徳島県小松島県民サービスセンター	同	同	吉野川市鴨島町鴨島一〇六一―二
徳島県東部保健福祉局吉野川保健所庁舎	同	同	阿南市領家町野神三一―九
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	同	同	三好市池田町マチ二五四二番地四
徳島県西部総合県民局保健福祉環境部三好保健所庁舎	同	同	美馬市穴吹町穴吹字明連二三
同 美馬保健所庁舎	同	同	徳島市南庄町五丁目九四
徳島県徳島家畜保健衛生所	同	同	徳島市南庄町五丁目九四
木材利用創造センター	同	同	一―九
徳島県立農林水産総合技術支援センター本館	同	同	名西郡石井町石井字石井一六六〇
同	同	同	板野郡上板町神宅字東山一四五
同 農産園芸研究課上板試験地	同	同	泉谷字砂コウ一

畜産研究課本館及び繁殖センター	
同 農業大学校勝浦本館	勝浦郡勝浦町沼江字中筋二―一二
徳島県南部総合県民局県土整備部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ六四―一
徳島県東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町六―三六
徳島小松島港沖洲（外）地区管理棟	同 東沖洲二丁目六六番地
沖洲マリンターミナル	同 一四番地
福井ダム	阿南市福井町鉦打九五―二一

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - 7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。
 - 8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。
- 三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- 1 二の二の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、二の（一）に掲げる受領期限までに二の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

- (一) 受領期限
令和五年十一月二十二日（水曜日）午後五時
 - (二) 提出場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八―六二一―二〇六六）
- 四 契約条項を示す場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
- 五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法
 - 1 期間
令和五年十月三十一日（火曜日）午前九時から同年十二月二十日（水曜日）午後五時まで
 - 2 方法
徳島県ホームページにおいて無料で交付する。
- 六 事前に提出する書類の提出方法等
 - 1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。
 - (一) 入札参加資格確認票
 - (二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書
 - (三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
 - 2 提出期間
令和五年十月三十一日（火曜日）から同年十一月二十二日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
 - 3 提出場所
郵便番号七七〇―八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メールkanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八―六二一―二八二八）
 - 4 提出部数
一部とする。
 - 七 入札手続等
 - 1 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時
令和五年十二月二十一日（木曜日）午後一時三十分
 - (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和五年十二月四日（月曜日）から同月二十日（水曜日）午後五時までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金 免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立総合看護学校ほか十七施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当

該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八―六二二―二〇六四）

九 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural School of Nursing, and 17 other facilities.

Estimated amount of Electric Power : 3,717,000kWh

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: December 21, 2023 by 1:30 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between December 4, 2023-December 20, 2023 by 5:00 p.m.

3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government

Property Management Division, Management Strategies Department

1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570

Tel: 088-621-2064

徳島県告示第四百八十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一、八九三、二〇〇キロワットアワー
- 2 調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和五年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊	板野郡松茂町豊久字朝日野二五 二
徳島県立防災センター及び徳島県消防学校	同 北島町鯛浜字大西一六五
徳島県鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚二二八
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目一四〇 三
徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町阿野字長谷三三三
徳島県自治研修センター	徳島市南庄町五丁目七七 一
徳島県中央こども女性相談センター	同 昭和町五丁目五 一
徳島県立保健製薬環境センター 放射能棟	同 万代町五丁目七 一
徳島県立中央テクノスクール	同 南末広町二三 六四
徳島県立南部テクノスクール	阿南市桑野町岡元一〇九 一
徳島県立西部テクノスクール	美馬郡つるぎ町貞光字東浦二二八 四
徳島県立工業技術センター	徳島市雑賀町西開一一番地の二

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年十一月二十二日（水曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和五年十月三十一日（火曜日）午前九時から同年十二月二十日（水曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認

を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和五年十月三十一日（火曜日）から同年十一月二十二日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メール `kanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp` ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八）

`tokushima.jp` ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八）

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和五年十二月二十一日（木曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和五年十二月四日（月曜日）から同月二十日（水曜日）午後五時までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金
免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電氣の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

徳島県徳島市東区徳島町一丁目一番地

徳島県建設部建設課企画総務課（電話〇八八 六二二 一〇六四）

九 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural Fire and Disaster Aviation Unit and Tokushima Prefectural Police Aviation Unit, and 11 other facilities.
Estimated amount of Electric Power : 2, 893, 200KWh
- 2 Period for the Submission of Tenders
Hand delivered submissions: December 21, 2023 by 2:00 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between December 4, 2023-December 20, 2023 by 5:00 p.m.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第四百八十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十一施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、一六三、一〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和五年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで

4 調達期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

5 需要場所

施設名	所在地
徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱九六一〇―二
同 美波庁舎	海部郡美波町日和佐浦一―三
同 畜産研究課豚舎	板野郡上板町泉谷字砂コウ一
同 鶏舎	同
同 農業大学校勝浦資材管理棟	勝浦郡勝浦町沼江字中筋一―一二
新町川浄化用水場	徳島市上助任町三本松地先
徳島小松島港赤石地区コンテナフレートステーション	小松島市和田津開町字北四〇一
加賀須野橋	板野郡松茂町広島字浜ノ須地先
立江川排水機場	小松島市赤石町三―四三
正木ダム	勝浦郡上勝町大字正木字藤ノ内一八―二
宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間五八
石井引田排水機場	名西郡石井町藍畑字東覚円

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和五年十一月二十二日（水曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八―六二一―二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和五年十月三十一日（火曜日）午前九時から同年十二月二十日（水曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和五年十月三十一日（火曜日）から同年十一月二十二日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メールkanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八―六二一―二八二八）

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和五年十二月二十一日（木曜日）午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和五年十二月四日（月曜日）から同月二十日（水曜日）午後五時までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。
(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相

当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金 免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十一施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除さ

れた場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八―六二二―二〇六四）

九 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Technology Support Center Fisheries Research Division Naruto Office, and 11 other facilities.
Estimated amount of Electric Power : 1,163,100KWh
- 2 Period for the Submission of Tenders
Hand delivered submissions: December 21, 2023 by 2:30 p.m
Submissions by mail: Must be delivered between December 4, 2023-December 20, 2023 by 5:00 p.m
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。
令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		開設者	サービスの種類	許可年月日
名称	所在地			
介護老人保健施設小松島名月苑	小松島市中田町字狭間四八番地	医療法人栄寿会	介護老人保健施設	令和五年十月一日

徳島県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		名称	介護老人保健施設
介護老人保健施設		所在地	小松島市中田町字狭間四八番地
介護老人保健施設		開設者	医療法人成悠会
介護老人保健施設		サービスの種類	介護老人保健施設
令和五年八月二十九日		廃止の届出の受理日	令和五年八月二十九日
令和五年九月三十日		廃止年月日	令和五年九月三十日

徳島県告示第四百九十号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地	北條文彦	同	同
芳川病院	板野郡松茂町中喜来字群恵二七八番地の八	医療法人悠穰会	介護療養型医療施設	令和五年十月三十一日
北條病院	三好市池田町マチ二五二六番地七	北條文彦	同	同

徳島県告示第四百九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所支援の種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	指定年月日	
株式会社ハビリテ	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	ゆずりはplus	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	放課後等デイサービス	令和五年六月一日	
くらすびつつ株式会社	板野郡藍住町勝瑞字正喜地二二二番地一アピタシオン勝瑞J二〇一号	くらすびつつkids	板野郡藍住町徳命字元村一四六一一	児童発達支援 保育所等訪問支援	同日	八月
社会福祉法人いずみ福祉会	鳴門市鳴門町高島字南四三三番地二	アトレ	鳴門市鳴門町高島字北二二一番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	同日	九月
株式会社高德	徳島市津田町二丁目五番二四号	ギフトッド川内	徳島市川内町榎瀬四九四二二	同	同日	十月
株式会社quattr	板野郡松茂町中喜来字群恵一八三番地一	ナチュラルキッズ2n	板野郡北島町北村字三町地五四三	保育所等訪問支援	同日	

徳島県告示第四百九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所		廃止の届出		廃止	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年月日			
四国日の出商事株式会社	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	日の出タッチ国府教室	徳島市国府町南岩延字西野八九八番地一一	放課後等デイサービス	令和五年九月二十六日	令和五年九月三十日			

徳島県告示第四百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	指定猟法の種類	区域	面積	存続期間
橋湾指定 猟法禁止 区域	鉛散弾を 使用する 方法	阿南市福井町の於越岬を起点とし、同所から海岸線を西に進み同町赤崎の県道福井椿泊加茂前線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道浜田船端線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に約五五〇メートル進んだ地点に至り、同所から海岸線を北東に進み忠次郎岬の南端に至り、同所から起点との見通し線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	九八ヘクタール	令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで
谷道指定 猟法禁止 区域	くくりわなを使用 する方法	三好市東祖谷の天狗塚登山口を起点とし、同所から稜線を南に進み天狗峠に至り、同所から高知県との県境を南に進み二等三角点安野山（標高一、六四三・一メートル）に至り、同所から同県境を西に進み三等三角点矢筈山（標高一、六〇六・六メートル）に至り、同所から更に同県境を西に進み国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みオスノウチ谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、等高線八〇〇メートルとの交点に至り、同所から同等高線を東、南東及び北東に進み阿佐東谷川との交点に至り、同所から同川を上流に進み亀尻峠に至り、同所から稜線を東に進み治山作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西に進み林道阿佐名頃線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三、〇一〇ヘクタール	同

徳島県告示第四百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳥獣保護区 の名称	区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
妙見山鳥獣 保護区	鳴門市撫養町岡崎の市道弁財天岡崎線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を東に進みぼら山東端の灯台に至り、同所から海岸線を南に進み市道里浦片桐東五号線との交点に至り、同所から同市道、市道里浦片桐東中央線、市道里浦花面平松線、市道里浦花面北五号線及び市道第二中学校線を西に進み市道林崎弁財天線との交点に至り、同所から同市道、市道妙見山弁財天線及び市道弁財天岡崎線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一七〇ヘクタール	令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、鳴門市の市街地の東部に隣接し、広葉樹及びマツを中心とする海岸林を形成し、瀬戸内海国立公園に指定され、市民の憩いの場となっている。また、タカ類の渡りのコースになっているほか、多様な鳥類の生息が確認できることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥類の生息環境の維持を図る。
板野町東部 鳥獣保護区	板野郡板野町川端字富士谷の富ノ谷砂防ダム上流約一〇〇メートルの富ノ谷と富士谷との合流点を起点とし、同所から同谷を上流に約五〇メートル進み谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み大坂境の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北及び北東に進み鳴門市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み二等三角点藍染山（標高四一三・九メートル）に至り、同所から谷を南東に進み富ノ谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一三七ヘクタール	同	同	この区域は、野生鳥獣の生育環境として特に良好な落葉広葉樹林を有していること及び自然環境の保全を図るとともに自然教育に資するため、板野町条例により板野町東部山林保全活用林に設定され、野生動植物の採取が禁止されていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域の生態系の保全及び同条例の目的の達

<p>伊島鳥獣保護区</p>	<p>阿南市伊島町の二子簀を起点とし、同所から海上を北北東に進み西の長簀に至り、同所から海上を北東に進み棚子島の西端に至り、同所から海岸線を東に進み同島の北端に至り、同所から海上を東北東に進み弁天島の北端に至り、同所から海上を北東に進み野辺崎の北端に至り、同所から海岸線を南に進み小浦鼻に至り、同所から海上を南に進み黒崎に至り、同所から海上を南に進み水島の東端に至り、同所から海上を南西に進み伊島の南端に至り、同所から海上を西南西に進みアシカ簀に至り、同所から海上を西南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四五五へクタール</p>	<p>同</p>	<p>集団渡来地</p>	<p>成を図る。 この区域は、鳥類の生息に適した岩石地があり、区域のほぼ全域が天然広葉樹林で構成されている。この地形及び植生の状況は、渡り鳥等の渡来及び生育に適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来し、又は生息する鳥類の生息環境の維持を図る。</p>
<p>南阿波サンライン鳥獣保護区</p>	<p>海部郡美波町日和佐浦の城山公園日和佐城を起点とし、同所から稜線を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東、南及び南西に進み千羽海崖を経て南阿波サンライン第一駐車場東端と丸島との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を北西に進み同駐車場東端に至り、同所から同駐車場外周線を西に進み県道日和佐牟岐線（南阿波サンライン）との交点に至り、同所から同県道を北に五〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み更に谷を北東に進み千羽トンネル上の稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み三等三角点一ツ橋（標高二四五・三メートル）に至り、同所から同稜線を北東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一一〇へクタール</p>	<p>同</p>	<p>森林鳥獣生息地</p>	<p>この区域は、鳥獣の生息に適した天然広葉樹林で構成されており、海岸部は、鳥類の営巣に適した海崖となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息し、又は渡来する鳥獣の生息環境の維持を図る。</p>
<p>牟岐大島鳥獣保護区</p>	<p>海部郡牟岐町の大島全島一円の区域</p>	<p>一七〇へクタール</p>	<p>同</p>	<p>集団繁殖地</p>	<p>この区域は、鳥類の営巣に適した岩石地があり、区域の</p>

ほぼ全域が天然広葉樹林で構成され、ここでサギ類がコロニーを形成していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域において繁殖し、又は生息する鳥類の生息環境を維持を図る。

徳島県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称	区	域	面積	存続期間	指定区分	指定目的
	阿南市伊島町の室戸阿南海岸国定公園第三種特別地域一円の区域					
伊島鳥獣保護区特別保護地区						

徳島県告示第四百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面積	存続期間
鳴門特定 猟具使用 禁止区域	鳴門市鳴門町の鳴門公園孫崎灯台を起点とし、同所から兵庫県南あわじ市福良丙九六六番地西端門崎との見通し線を東に進み同見通し線と同県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口と兵庫県南あわじ市沼島一番地（三ヶ崎）との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を西に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口に至り、同所から旧吉野川左岸を西に進み大谷川との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み県道徳島鳴門線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西一号线との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道板東南中央一号线との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道板東南中央二号线との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道桧東中央橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み	八、三一 五ヘクタ ール	令和五年 十一月一 日から令 和十年十 月三十一 日まで

<p>中池特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>鳴門市大麻町姫田の中池の区域</p>	<p>一 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>恩山寺特 定猟具使 用禁止区 域</p>	<p>小松島市田野町字恩山寺谷の市道田野三号線母養橋を起点とし、同所から同市道を南及び南西に進み三界萬霊地藏前に至り、同所から恩山寺参拝道駐車場に至る歩道を西及び北東に進み市道田野二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市道と私道との南北の分岐点に至り、同所から同私道を北及び東に進み修行大師御尊像前に至り、同所から恩山寺境内の墓地と民有地との境界線を北西及び北に進み恩山寺自然公園遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み休憩所（東屋）前との交点に至り、同所から同遊歩道を南東及び南に進み擁壁前の排水路との交点に至り、同所から同排水路及び谷を東に進み恩山寺参道との交点に至り、同所</p>	<p>四 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>大麻山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み大麻比古神社参道祓川橋北詰に至り、同所から同境界線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道起点の橋を東に進み市道板東中谷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道池谷宝幢寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宝幢寺に至り、同所から稜線を北に進み高松自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み県道大谷櫛木線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道姫田大谷東西線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道明神日出線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み瀬戸小学校北角に至り、同所から海岸線を北に進み小鳴門新橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（内海鳥獣保護区及び妙見山鳥獣保護区の区域を除く。）</p>	<p>鳴門市大麻町姫田の中池の区域</p>	<p>一 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>

	<p>から同参道を北に進み恩山寺山門に至り、同所から歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>鷺敷工業団地特定猟具使用禁止区域</p>	<p>那賀郡那賀町小仁宇の一般国道一九五号と町道小原線との交点を起点とし、同所から同町道を南東、南及び東に進みわじき工業団地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東、南及び西に進み通称三延の溜に至り、同所から一般国道一九五号と県道竹谷谷鷺敷線との交点との見通し線を南西に進み同交点に至り、同所から同国道を北西及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>五四ヘクタール</p>	<p>同</p>
<p>鷺の里特定猟具使用禁止区域</p>	<p>那賀郡那賀町和喰郷宇田野の町道と食田野線と県道阿南鷺敷日和佐線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み同町と阿南市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、南及び北東に進み四等三角点北地（標高四三九・九メートル）に至り、同所から南に派生する稜線を南に進み大地谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み町道と食北地線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道と食田野線との交点に至り、同所から同町道を北に進み田野橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>七〇ヘクタール</p>	<p>同</p>
<p>奥河内特定猟具使用禁止区域</p>	<p>海部郡美波町の町道嵐線の嵐橋南詰を起点とし、同所から同町道を北に進み町道桜町奥潟二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を西に進み永田橋との交点に至り、同所から同橋を北西に進み町道永田一号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を東に進み田々川橋北詰に至り、同所から日和佐川左岸堤防を東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道本村七号線との交点に至り、同所から同町道を西に約八〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進み標高一二〇メートルの地点を経て標高一四メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み標高一六九メートルの地点に至り、同所から稜線を北西に進み標高二四九メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み四等三角点本村（標高一六六・三メートル）に至り、同所から稜線を南東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み井ノ上橋との交点に至</p>	<p>二二三ヘクタール</p>	<p>同</p>

	<p>り、同所から同橋を経て東に進み町道井ノ上六号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道井ノ上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道宝木一号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道日和佐小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み厄除橋を経て更に南に進み町道日和佐停車場線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み内ヶ磯橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み日和佐港の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み南阿波サンライン鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み日和佐城に至り、同所から同境界線を南に進み四等三角点大磯（標高一二八・六メートル）に至り、同所から起点との見通し線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>貞光特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬郡つるぎ町貞光の一般国道一九二号と同町と美馬市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進みJR徳島線貞光川橋梁^{（橋）}に至り、同所から一般国道四三八号を南に進み木綿麻橋を渡り北に進み源氏谷との交点に至り、同所から同谷を上り町道西山幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道半田貞光線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同町貞光と同町半田との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一八〇ヘ ク タール</p>	<p>同</p>
<p>清水特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬市と三好市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み農道山田線との交点に至り、同所から同農道を東に進み市道清水山田線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二二ヘク タール</p>	<p>同</p>
<p>辻特定猟 具使用禁 止区域</p>	<p>三好市井川町の市道辻高なでしこ橋線と一般国道一九二号との南側の交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道辻線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓬萊橋</p>	<p>一〇ヘク タール</p>	<p>同</p>

	<p>に至り、同所から市道辻高なでしこ橋線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>揖原東・九反地特定猟具使用禁止区域</p>	<p>美馬市脇町字揖原の一般国道一九三号と県道鳴門池田線との南側の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同境界線を南に進み吉野川市と美馬市との境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一六九へ クタール</p>	<p>同</p>
<p>別所・小島特定猟具禁止区域</p>	<p>美馬市脇町野村の野村谷川橋を起点とし、同所から県道鳴門池田線を東に進み稲田橋を経て吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み吉野川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み、同市と美馬郡つるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、吉野川との交点に至り、同所から野村谷川との見通し線を北に進み同川に至り、同所から同川を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四一〇へ クタール</p>	<p>同</p>

徳島県企業管理規程第九号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十月三十一日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加える。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員給与規程の規定は、令和五年九月一日から適用する。